

<参考資料>

新型コロナウィルスに関連した感染症対策に関する厚生労働省対策推進本部設置規程

〔令和2年1月28日
厚生労働大臣伺い定め〕

(設置)

第1条 令和元年12月に中華人民共和国で発生した新型コロナウィルスに関連した感染症対策について、関係部局の緊密な連携の下、厚生労働省が一体となり、その効果的かつ総合的な推進を図るため、新型コロナウィルスに関連した感染症対策に関する厚生労働省対策推進本部（以下「対策推進本部」という。）を設置する。

(組織)

第2条 対策推進本部は、本部長、本部長代理、副本部長及び本部員をもって構成する。
2 本部長、本部長代理、副本部長及び本部員は、別紙1の職にある者をもって充てる。ただし、本部長は、必要があると認めるときは、構成員を追加し、又は関係者に出席を求めることができる。

(幹事会)

第3条 対策推進本部の下に幹事会を設置する。
2 幹事会に、幹事長、幹事長代理、副幹事長及び幹事を置く。
3 幹事長、幹事長代理、副幹事長及び幹事は、別紙2の職にある者をもって充てる。

(外部機関の参加)

第4条 対策推進本部及び幹事会には、必要に応じ、国立研究開発法人国立国際医療研究センター等の外部機関の職員の参加を求めることができる。

(アドバイザリー・ボード)

第5条 対策推進本部の下に感染症等に関する専門家によるアドバイザリー・ボードを置くことができる。アドバイザリー・ボードのメンバーは本部長が指名する者とする。

(事務局)

第6条 対策推進本部に事務局を設置する。
2 事務局に事務局長、事務局長代理、事務局次長及び事務局員を置く。
3 事務局長、事務局長代理及び事務局次長は、別紙3の職にある者をもって充てる。
4 事務局員は、事務局長が指名する者をもって充てる。
5 事務局の運営に関し必要な事項は、事務局長が別に定める。

(庶務)

第7条 対策推進本部、幹事会及びアドバイザリー・ボードの庶務は、健康局の協力を得て、大臣官房厚生科学課において処理する。

(補則)

第8条 前各条に定めるもののほか、対策推進本部、幹事会及びアドバイザリー・ボードの運営に関する事項その他必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この規程は、令和2年1月28日から施行する。

新型コロナウィルスに関連した感染症対策に関する厚生労働省対策推進本部

本部長 厚生労働大臣

本部長代理 厚生労働副大臣
厚生労働大臣政務官

副本部長 厚生労働事務次官
厚生労働審議官
医務技監

本部員 大臣官房長
大臣官房総括審議官
大臣官房総括審議官（国際担当）
大臣官房審議官（危機管理、科学技術・イノベーション、国際調整、がん対策、国立高度専門医療研究センター担当）
大臣官房審議官（医政、医薬品等産業振興、精神保健医療、災害対策担当）
大臣官房審議官（健康、生活衛生、アルコール健康障害対策担当）
生活衛生・食品安全審議官
医政局長
健康局長
医薬・生活衛生局長
労働基準局長
労働基準局安全衛生部長
職業安定局長
雇用環境・均等局長
子ども家庭局長
社会・援護局長
社会・援護局障害保健福祉部長
老健局長
保険局長
年金局長
人材開発統括官
政策統括官（総合政策担当）
政策統括官（統計・情報政策、政策評価担当）

新型コロナウィルスに関連した感染症対策に関する厚生労働省対策推進本部 幹事会

幹事長 健康局長

幹事長代理 大臣官房審議官（危機管理、科学技術・イノベーション、国際調整、がん対策、国立高度専門医療研究センター担当）
大臣官房審議官（健康、生活衛生、アルコール健康障害対策担当）
生活衛生・食品安全審議官

副幹事長 大臣官房厚生科学課長
健康局総務課長
健康局結核感染症課長
医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全企画課長

幹事 大臣官房参事官（総括調整、行政改革担当）
大臣官房総務課広報室長
大臣官房国際課国際保健企画官
大臣官房厚生科学課健康危機管理・災害対策室長
健康局結核感染症課感染症情報管理室長
医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全企画課検疫所業務管理室長
国立感染症研究所感染症疫学センター長
国立保健医療科学院健康危機管理研究部長

新型コロナウィルスに関連した感染症対策に関する厚生労働省対策推進本部 事務局体制

事務局長 医務技監

事務局長代理 大臣官房審議官（危機管理、科学技術・イノベーション、国際調整、がん対策、
国立高度専門医療研究センター担当）
大臣官房審議官（健康、生活衛生、アルコール健康障害対策担当）
生活衛生・食品安全審議官
健康局長

事務局次長 大臣官房参事官（総括調整、行政改革担当）
大臣官房厚生科学課長

新型コロナウイルスに関する感染症対策に関する厚生労働省対策推進本部 体制図

3月25日現在

